

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成32年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成32年3月31日まで) |

各都道府県警察の長
各地方機関の長 殿

警察庁丁暴発第248号
平成26年6月3日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

公営住宅における暴力団排除について

公営住宅における暴力団排除については、「公営住宅における暴力団排除について」(平成19年6月1日付け警察庁丁暴発第56号。以下「旧通達」という。)により推進してきたところであるが、この度、「通達(刑事局主管分)の整理について(通達)」(平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号)の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、各事業主体と連携し、公営住宅からの暴力団排除を強力に推進されたい。

なお、国土交通省住宅局長から都道府県知事に対して「公営住宅における暴力団排除について」(平成19年6月1日付け国住備第14号)が発出されているので、参考まで添付する。

記

1 国土交通省が示した暴力団排除の基本方針

(1) 入居決定

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅であり、入居者は、少なくとも公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第23条に規定する入居者資格を満たし、事業主体の長により入居決定される必要がある。

ここで、そもそも暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)は、暴力団活動(集団的に又は常習的に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うことその他の暴力団の活動をいう。以下同じ。)に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、

ア 入居者資格審査に当たり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと。

イ 暴力団活動に従事し、他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断

されるため、入居決定（公営住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと。

から、入居申込者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合には入居決定をしないことを原則とし、募集パンフレットやホームページ等により、その旨を周知するものとする。さらに、入居の手続において「入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと」を確約する書面を入居者から提出させるとともに、あらかじめ入居者に対し、入居者（その同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由に該当することとなる旨を書面により通知しておくものとする。

(2) 同居承認及び入居承継承認

同居承認については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号の規定により、同居の後における収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。また、入居承継承認については、規則第11条第1項第2号の規定により、承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。

暴力団員については、(1)アと同様に、同居承認及び入居承継承認に当たって、収入基準を満たしていると判断することができないため、承認を行わないことを原則とする。

(3) 不正入居が判明した場合の措置

(1)及び(2)に反し、暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合には、法第32条第1項第1号に該当するものとして、明渡請求を行うとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第4項に基づく損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

(4) 既存入居者である暴力団員に対する措置

ア 既存入居者（公営住宅に現に入居している者又は同居している者をいう。以下同じ。）が暴力団員であることが判明した場合には、(1)アと同様に、適法に収入の申告がなされたとは判断することができないことから、法第16条第1項ただし書の規定により、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるものとする。

イ また、既存入居者が暴力団員であることが判明した場合であって、

(ア) 不正入居、家賃の3月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所としての使用）等を行ったときには、法第32条第1項の規定に基づき、

(イ) 不法・不当行為等により他の入居者の生活妨害等の行為を行ったときには、条例における迷惑行為禁止規定（例：「第〇条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」）に基づき、

それぞれ明渡請求を行うとともに、損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

(5) 入居後に暴力団員となった者に対する措置

入居した時点では暴力団員ではなかったが、入居後に暴力団員となったことが判明した場合には、(3)と同様に、所要の手続きを経て厳正に明渡請求及び損害賠償請求を行うものとする。

(6) なお、上記(1)から(5)までの趣旨を踏まえ、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化することとしても差し支えない。

2 警察と事業主体（地方公共団体）との連携強化

(1) 連絡協議会の設置等による連携の強化

各事業主体との連絡協議会や担当者研修会の開催等により、必要な情報交換等が行える枠組みを確保するとともに、事業主体に対して、暴力団排除の措置が講じられるよう強力かつ継続的な働きかけを行うこと。

(2) 情報提供に関する基本的な考え方等

ア 事業主体からの情報提供依頼

事業主体において、公営住宅への入居申込者又は入居者（以下「入居申込者等」という。）が暴力団員である疑いが客観的に高いと判断する場合であって、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては、事業主体が暴力団員該当性を確認することが困難なときは、事業主体から警察に対し、暴力団員該当性に係る情報提供を求める場合がある。

イ 情報提供に関する基本的な考え方

暴力団情報の部外への提供については、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）（以下「25年通達」という。）に基づき行われるべきところ、事業主体から公営住宅の入居申込者等に関して、暴力団員であるか否か、その該当性について情報提供の依頼があった場合であって、当該情報提供が入居決定等の判断に必要不可欠であるときは、暴力団員による不正入居、他の入居者に対する生活妨害等の未然防止という公益性の観点等から情報提供は可能である。

また、事業主体においては、必要な場合には、入居申込者等が暴力団員であると判断した根拠について、警察からの情報提供によるものであることを入居申込者等に告知することも考えられるところであるが、かような告知を事業主体が行うことは差し支えない旨を国土交通省との間で申し合わせている。

その他、情報の正確性の担保をはじめ、個別の対応に当たっては、25年通達に基づき適切に対応すること。

ウ 事業主体に対する通報等

事件検挙をはじめ、あらゆる警察活動を通じ、暴力団員が公営住宅に入居している事実を把握した場合には、可能な限り事業主体にその旨を通報するなど、適切な措置が講じられるよう働きかけること。

(3) 事業主体に対する積極的な支援

事業主体に対しては、暴力行為等に及ぶおそれがある入居申込者等への対応要領等

について、積極的に助言、指導を行うとともに、事態の態様や必要性により、警戒活動や保護対策等適切な措置を講じること。

(4) 都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

事業主体に対し、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）による不当要求防止責任者講習の受講を推奨し、暴力団等からの不当要求に対する対応能力の向上を図るとともに、暴力団からの離脱を希望する入居申込者等については、事業主体及び都道府県センターと連携を図り、的確に助言、指導等を行うなど、離脱希望者に対する必要な措置を講じること。

3 その他

国土交通省では、改良住宅においても公営住宅に準じて取り扱うこととしていることから、公営住宅における暴力団排除に準じた対応を行っていくこととする。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

公営住宅における暴力団排除について

公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、様々な問題が全国的に発生している状況となっており、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するうえで看過できないものとなっている。

また、社会経済情勢の変化により、真に住宅に困窮する者が増加している状況において、暴力団員を公営住宅に入居させることに対する疑問が生じており、公営住宅制度そのものに対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、国及び地方公共団体の補助等により低廉な家賃で供給された公営住宅に暴力団員が入居する結果として、不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることから、社会正義の上でも大きな問題である。

このため、下記のとおり、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示すとともに、その実効を期すため、暴力団員該当性に関する情報提供依頼等に関して警察との連携を強化することとしたので、その趣旨について十分に了知するとともに、その適正な運用に特段の配慮をお願いする。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

また、本通知の内容については、警察庁とも協議済みであり、同庁から都道府県警察本部にも通達されている（別添1）ので念のため申し添える。

記

第一 基本方針

一 入居決定

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する住宅であり、入居者は、少なくとも公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条に規定する入居者資格を満たし、事業主体の長により入居決定される必要がある。

ここで、そもそも暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）は、暴力団活動（集団的に又は常習的に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うことその他の暴力団の活動をいう。以下

同じ。)に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、

- (1) 入居者資格審査に当たり、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、所得を的確に把握することは困難であり、入居収入基準を満たしていると判断することができないこと
- (2) 暴力団活動に従事し、今般の調査結果においても他の入居者の生活妨害等の行為を行うおそれが高いと判断されるため、入居決定（公営住宅の使用許可）することが適当な者とはいえないこと

から、入居申込者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員である場合には、入居決定しないことを原則とする。

また、日頃から、募集パンフレットやホームページ等により、入居申込者が暴力団員である場合には、入居決定しない旨を周知するものとする。さらに、入居の手続において「入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと」を確約する書面を入居者から提出させるとともに、あらかじめ入居者に対し、入居者（その同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由に該当することとなる旨を書面により通知しておくものとする。

二 同居承認及び入居承継承認

同居承認については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号の規定により、同居の後における収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第5項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。また、入居承継承認については、規則第11条第1項第2号の規定により、承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合には、承認をしてはならないこととされている。

暴力団員については、一(1)と同様に、同居承認及び入居承継承認に当たって、収入基準を満たしていると判断することができないため、承認を行わないことを原則とする。

三 不正入居が判明した場合の措置

一及び二に反し、暴力団員であるにもかかわらず偽って入居していることが判明した場合には、法第32条第1項第1号に該当するものとして、明渡請求を行うとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第3項に基づく損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

四 既存入居者である暴力団員に対する措置

- (1) 既存入居者（公営住宅に現に入居している者又は同居している者をいう。以下同じ。）が暴力団員であることが判明した場合には、一(1)と同様に、適法に収入の申告がなされたとは判断することができないことから、法第16条第1項ただし書の規定により、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるものとする。

(2) また、既存入居者が暴力団員であることが判明した場合であって、

① 不正入居、家賃の3月以上滞納、公営住宅又は共同施設を故意に毀損、公営住宅の転貸（例：暴力団事務所としての使用）等を行ったときには、法第32条第1項の規定に基づき、

② 不法・不当行為等により他の入居者の生活妨害等の行為を行ったときには、条例における迷惑行為禁止規定（例：「第〇条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」）に基づき、

それぞれ明渡請求を行うとともに、損害賠償請求を行うなど、法に基づき厳正に対処するものとする。

五 入居後に暴力団員となった者に対する措置

入居した時点では暴力団員ではなかったが、入居後に暴力団員となったことが判明した場合には、三と同様に、所要の手続きを経て厳正に明渡請求及び損害賠償請求を行うものとする。

六 なお、上記一から五までの趣旨を踏まえ、条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化することとしても差し支えない。

第二 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

一 組織的対応

入居申込者又は入居者が、暴力団員及び暴力団員であると疑われる場合（例：職員や住民等に対する恫喝、入れ墨を見せる等の威嚇、表札に暴力団の名札を掲示）には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、事業主体においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めるものとする。

二 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

(1) 第一に基づく措置の実施に当たって、入居申込者又は入居者が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者への聞き取りやマスコミ報道等の他の方法によっては暴力団員該当性を確認することが困難なときには、事業主体から警察に対し、その暴力団員該当性について照会し、警察から情報提供を受ける必要がある場合がある。この場合の警察に対する情報提供依頼は、法第34条に基づくものではなく、公営住宅の適正な管理上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月4日付け警察庁丙暴暴一発第14号、別添2）に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団対策主管課（以下「警察の暴力団対策主管課」という。）を窓口として照会するものとし、依頼に際しては、公営住宅の適正な管理のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること（入居申込者が暴力団員である蓋然性が高いこと、第一の基本方針に基づき暴力団員については新たに入居決定しないことを原則とする必要があること、暴力団員による不法・不当行為等の未然防止の重要性等）について十分に説明するものとする。なお、警察の暴力

団対策主管課により提供された個人情報については、その適切な管理に細心の配慮を行い、公営住宅からの暴力団員の排除以外の目的に使用することのないよう、組織的に十分に措置することが不可欠である。

また、日頃から、事業主体の区域内における公営住宅の管理の状況や暴力団の情勢について警察の暴力団対策主管課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮するものとする。

- (2) 入居申込みや明渡請求等の時点において、入居申込者又は入居者により、事業主体の職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団対策主管課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能となるように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼するものとする。

また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めるものとする。

- (3) 入居申込者が暴力団員であることが確認された場合には、第一の基本方針に基づき入居決定しないことを原則とするが、この場合の理由は、「暴力団員であることから入居収入基準を満たしていると判断することができない」等となることに留意する。なお、入居決定の判断や明渡請求に際し、入居申込者又は入居者が暴力団員であると事業主体が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

三 警察の捜査への協力等

暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員その他不当行為により周辺住民の生活の安定を脅かすおそれのある者をいう。）による不法・不当行為等が行われた場合は、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

第三 警察との連携・協力強化のための協議等

一 警察との協議

公営住宅を適正に管理するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団対策主管課と事業主体の間で以下の事項に関して協議を行うなど、警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図るものとする。

- (1) 暴力団員の公営住宅への入居状況（入居申込者が暴力団員であった場合に入居決定しなかった状況も含む。）及び暴力団員の動向と対策
- (2) 公営住宅における暴力団員による不法・不当行為等の状況
- (3) 事業主体と都道府県警本部・警察署との連携及び協力のあり方
- (4) その他必要な事項

二 関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等

都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、事業主体においても、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組みへの協力、参加等を通じ、関係機関との連携を強化す

るよう努めるものとする。

第四 その他

一 事業主体は、公営住宅の入居者の安全で平穏な生活が確保されるよう、暴力団員による不法・不当行為その他の入居者による迷惑行為について、「公営住宅管理標準条例（案）について」（平成8年10月14日付け建設省住総発第153号住宅局長通知）第23条の規定も参考として、これを禁止する所要の条例の規定を整備するとともに、日頃の管理業務において情報収集を行い、適切な措置を講じるための組織的体制の整備に努めるものとする。

二 公営住宅の入居者が、暴力団員から不法・不当行為等の被害を受け、又は受けるおそれがある場合に速やかに警察に通報又は相談することが可能となるよう、事業主体は、警察の暴力団対策主管課や都道府県暴力追放運動センター等の連絡先について、公営住宅内の掲示板、広報紙等により入居者に対し周知するものとする。

また、暴力団排除に関するポスターを入居申込窓口や公営住宅内の掲示板に掲示する等、公営住宅からの暴力団排除について、広報その他の啓蒙活動に努めるものとする。

第五 改良住宅における取扱い

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅においては、第一の四(2)の既存入居者の不正入居等については、同様に明渡請求を行うとともに、同法第18条の規定により改良住宅に入居させるべきものが入居せず、又は居住しなくなった場合については、法の規定を準用しているところであることから、第一の一の入居決定並びに第一の三の不正入居が判明した場合及び第一の五の入居後に暴力団員となったことが判明した場合の明渡請求については、同様の取扱いとする。

また、同居承認、入居承継承認、損害賠償請求及び既存入居者の家賃については、事業主体の判断により、条例で定めることとされており、上記の趣旨を踏まえ、適切な対応を図られたい。

その他第二から第四についても、公営住宅に準じて取り扱うものとする。